

平成30年2月定例農業委員会議事録

開会 2月23日(金)午前9時

(欠席委員)増岡委員

(事務局出席者)廣戸事務局長、原田次長、加藤主幹、鈴木副主幹、川野主事

(傍聴人) 0名

議長：それでは、2月の定例農業委員会議事を開催します。

本日は、増岡委員から欠席の旨の届け出を受けておりますので、現在の出席農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は9名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名委員を指名します。

6番、野々山委員、7番、伊藤委員、よろしくお祈いします。

それでは、議事に入ります。

議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明を求めます。

【議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました番号1、福田の件につきまして、地元の酒井委員から御意見をお祈いします。

酒井委員：はい。この件は、昨年12月に農振除外で審議し、了承されている一件です。申請者が事業を行っていくなかで、場所が不足してしまっているということで、今回、拡張の申請が出されたということになります。地主さんともお話しをしましたが、特に問題はなく、排水等も問題はないということで了承しております。よろしくお祈いします。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありました、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお祈いします。

加納委員：申請地は第1種農地であり、今回は既存施設の拡張であるため、やむを得ないという説明がありましたが、やむを得ないという理由はどこまで適応されるのですか。

事務局：失礼します。今回、やむを得ないというところでお話しさせていただいたことにつきましては、審査基準のところでは既存施設の拡張という、要件でございます。その集落に居住される方、そこで事業される方で、事業の継続や、生活の継続をしていく上で、敷地を拡張して事業拡大

を行いたいという場合に合致しますということです。立地的な場所についても、既存の駐車場兼事務所が既にあり、事業活動をされている状況ですので、やむを得ない事業拡大の一環だということで判断させていただきました。以上でございます。

加納委員：そうなる、今後また、事業拡張をしたいという話になってくる可能性があるわけですか。

事務局：実際、事業が好調であれば、そういった可能性もないわけではございません。ただ、農業上の集団性を保てないだとか、土地改良事業に支障があるだとか、排水路に支障があるといった、農業上支障があるという場合については、農振除外並びに農地転用をするべきじゃないという判断がされることもあります。以上でございます。

議長：はい。そのほかにもございませんか。

それでは、ほかに意見がないようでありますので、番号1について採決をとります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

続きまして、番号2、明知下の件につきまして、地元の深谷委員から御意見ををお願いします。

深谷(良)委員：はい。この土地の現況を確認してきました。申請者さんの家へと進入するための通路が、登記簿上農地となっており、今回、土地の整理を行いたいということになります。

住宅への出入り口が他にないものですから、許可をして、土地の整理をしていかないと、ここに住んでおられる方が利用できなくなってしまいますので、これも必要なことかなと思います。以上でございます。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、番号2について採決を

とります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であるという意見を付すことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号2について適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

続きまして、番号3、筋生の件につきまして、地元の小河委員から意見ををお願いします。

小河委員：はい。申請地のすぐ北側が現在、申請者の使用している土地になっております。今回の申請で資材置き場を拡張するという事で、事務局の判断にもありましたように、認めるのが妥当だと思います。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、番号3について採決をとります。

番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であるという意見を付すことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号3について適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第40号 全員賛成3件》

議長：続きまして、議案第41号、相続税の納税猶予に係る証明願について、事務局から説明を求めます。

【議案第41号 相続税の納税猶予に係る証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい。ただいま、事務局から説明がありました番号1、三好下の件につきまして、地元の野々山委員から御意見を申し上げます。

野々山委員：先ほど、事務局からも説明がありましたが、この案件の土地につきましては、今まで、申請者の方が自ら水稻の作付けを行っていたところがございます。しかし、昨年春に体調を崩されまして、維持管理等が困難になったということで、先月の農業委員会におきまして、利用権設定を結び、承認された土地でございます。現地につきましては、耕起等もされ、水稻の作付けの準備がされておりましたので、今回の証明書を発行することについては問題がないと思っております。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま、地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号1について、証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号1については証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第41号 全員賛成1件》

議長：議案第42号につきましては、議事参与の制限に該当しますので、該当委員は退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：それでは、議案第42号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

【議案第42号 農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見のある

委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。
本件について、採決します。
計画の決定に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：ありがとうございます。全員賛成により決定することとします。
(該当委員着席)

《採決結果：議案第42号 全員賛成1件》

議長：はい、それでは、議案第43号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、事務局から説明を求めます。

【議案第43号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。
ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。
本件について、採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：ありがとうございます。全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第43号 全員賛成1件》

議 長：続きまして、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

ア 平成30年1月分農地改良届出の受理状況について

イ 平成30年1月分農地転用届出の受理状況について

議 長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、以上で予定していました議事は全て終了いたしました。

これを持ちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。

それでは、その他事項につきまして3点ほど事務局のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

- 1 農地利用最適化の活動並びに交付金制度について
- 2 荒廃農地に係るの取扱いについて
- 3 視察研修の報告について

事務局：以上を持ちまして、2月定例農業委員会議を終了いたします。

一同、御起立ください。

一同、礼。ありがとうございました。

(閉会午前10時30分)